**個人で米・麦の乾燥調製を行っている農業者や**

**資料１**

**農業者数名で組織する利用組合で乾燥調製を行っている皆様へ**

**さが米麦サポート補助金(県事業)　により**

令和4年産米・麦の乾燥調製に使用する燃油費の価格高騰分に対して支援します

個別乾燥を行う農業者、農業者で組織する共同乾燥調製施設利用組合等**（JA所有共乾以外）**

※**JA所有の共乾に乾燥調製を委託されている農業者は、共乾利用組合からJAへ申請されるため、個人での申請は不要です。**

**対象者（事業主体）**

個別農家の乾燥施設で使用するために購入した燃油を対象とし、

燃油価格上昇分の1/2相当について**10a当たりの単価を定めて補助**（米と麦で単価を定めます）

　※補助金額が千円以上の事業主体を対象とします。

　※10a当たりの補助単価は、１２０円/10a

**対象経費・補助率**

【補助のイメージ】

令和4年１２月６日(火)まで(期限までに提出がない場合は要望なしと判断させていただきます。)

**提出期限**

乾燥調製を実施していることが分かる書類、写真、乾燥調製委託書(他の個別農家から受託している場合)

**提出書類**

武雄市役所農林課(武雄市農業再生協議会)

申請先

麦C円と米D円の合計額が補助額

（千円以上の場合が補助対象）

米　D円

麦　C円

米単価B

１２０円/10a

補助単価（定額）

麦単価A

１２０円/10a

R4年産

米　〇ha

R4年産

麦　〇ha

栽培面積